

おおの

議会だより

No. 147

平成17年 7月25日

発行

大野市議会事務局

<http://www.city.ono.fukui.jp/>

大野市議会が地方財政に関する議案を提出



第338回 6月定例会

議案17件を可決・承認・同意

—市会案3件も可決—

第三三八回定例会市議会は、六月八日に開会され、理事者提出の議案十七件と議員提出の市会案三件を審議しました。

初日は、会期を二十三日までの十六日間と定めた後、平成十七年度の一般会計補正予算案をはじめとする十四議案の上程・提案理由の説明が行われました。その後、収入役事務兼掌条例案と助役選任の議案が上程・採決され、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

十四日には一般質問が行われ、島口敏榮（新政会）、川端義秀（清和会）、榮 正夫（日本共産党）、松田信子（新政会）の四議員が、また十五日には、寺島藤雄（新政会）、宮澤秀樹（清和会）、浦井智治（日本共産党）、米村輝子（清和会）の四議員がそれぞれ質問に立ちました。

質問終結後、請願・陳情が上程され、初日上程の議案とともに所管の各常任委員会に付託されました。最終日の二十三日には、各常任委員会の委員長報告の後、議案・請願・陳情の採決が行われ、議案十四件はいずれも原案のとおり可決・承認され、引き続き、各特別委員会の委員長報告が行われました。

その後、人事に関する追加議案一件が上程・採決され、同意されました。最後に、市会案三件の上程・採決が行われ、いずれも意見書を政府関係機関等に送付することを全会一致で可決して、閉会しました。

皆さんから提出された請願・陳情の結果は、別掲のとおりです。

市政をきく 一般質問から

○市長の政治姿勢について

・三期目の意欲

問 市長は、三期目の任期のうち三年を経過したが、集大成として達成感や満足度、意欲について聞きたい。

答 これまで「市民とともに高めあい創り出す市政」を市政運営の基本として「力強く・やさしく・美しい大野」を総合計画の基本理念と定め、諸施策を推進してきた。

「力強い大野」の実現に向けては、企業誘致や道路網等の社会基盤整備、中心市街地の活性化、産業の活性化等に取り組み、企業誘致では、青島・中掘・中野の各工業団地に企業を誘致し、社会基盤の整備として中部縦貫自動車道の建設促進、国道一五

七号バイパス・一五八号の整備等に努めてきた。

また中心市街地の活性化として、観光拠点施設の平成大野屋等の整備やまちなか遠足誘致促進事業などを推進し、農業振興策では、平成十五年に「おおの型 食・農業・農村ビジョン」を策定し、有機農業や大野ブランド化などを推進してきた。

「やさしい大野」の実現に向けては、人づくり・福祉・地域医療の充実、住環境の整備に取り組み、人づくり事業においては、大野明倫館事業や福井大学との連携事業を通して、本市全体を「学びの里」と位置付け、各種施策を展開してきた。その市街地の拠点となるシビックセンターは来年三月の完成を目指している。

また住環境の整備では、長年の懸案であった公共下水道事業に着手し、中心市街地へと営業工事を進めて行く段階である。

さらに「美しい大野」をつくるため、環境保全と美しい景観のまちづくりを目指した施策を進めてきており、平家平のブナ林の取得、地下水かん養域における砂利採取を制限する協定の締結を行った。

またまちづくりにおいては「都市景観条例」の制定をはじめ、都市景観を考慮したインフル型市営住宅や北部第三区画

整理事業を進めてきた。

本市の特性である恵まれた自然や環境と共生した「快適で活力に満ちたまちづくり」の実現に向け、誠心誠意取り組んできており、今後とも地方分権時代を乗り切るため、市民や職員の意識改革を一層進め、市民と行政との協働を強化し、市政運営に当たりたい。

・士気が職員を左右

問 リーダーシップを強く発揮し、活力ある大野市にしてほしいがどうか。

答 職員という人材を最大限に活用する方策として、職員それぞれが持つ意欲を引き出し、それを市長として保証すること、すなわち結果責任を持つことがトップたる私の役目である。

また部下との信頼関係を築き、積極的な人材登用を図っていくことも大事である。

市の発展に欠かせない亀山周辺整備事業や平成大野屋事業等、数多くの新規事業を軌道に乗せることができたのも、私の意欲をくんだ多くの職員が努力した結果である。

今後も職員と対話・意思疎通を図り、活力ある大野市を目指して、意欲ある職員の育成に努めていきたい。

・権限の移譲

問 部長や課長等にもう少し権限を与え、思いっきり仕事がで

きるような方策をとれないか。
答 部長とは、庁内の政策懇話会において、市政全般にわたる自由で活発な討議を行い、重要な施策方針の決定に部長の意見を数多く取り入れている。

また課長には、私や助役、部長の方針に基づき、職場目標を与えて、部下を統率し施策を具体化する権限を持たせている。

行政の意思決定はトップダウン方式とボトムアップ方式があり、ややもするとトップダウン方式が重要視されがちであるが、この二つの方式を柔軟に組み合わせることが最善と考えている。

今後も部・課長との信頼関係を深め、意見の調整を図りながら重要施策の推進に当たってきたい。

○越美北線の復旧について

県では、この合意に基づきJR西日本と費用負担額や工程等の協議を行っており、市は今後の進捗よく状況を見守ってきたい。

ないと県から聞いている。

県とJR西日本株式会社

は、本年二月に越美北線の全線復旧

について基本合意書を取り交わしている。内容は、県とJR西日本が全線運行再開に向け早期復旧に取り組むことや、これまでの協議を踏まえ相互に協力し、各々の復旧事業に取り組み



審議日程

- 8日 本会議（会期の決定、議案上程・提案理由の説明・2議案採決）
- 9日～13日 休会
- 14日 本会議（一般質問）
- 15日 本会議（一般質問、請願・陳情上程、各案件委員会付託）
- 16日 常任委員会（産経建設）
- 17日 常任委員会（民生環境）
- 18日～19日 休会
- 20日 常任委員会（総務文教）
- 21日 特別委員会（市町村合併対策・総合交通対策）
- 22日 休会
- 23日 本会議（各委員長報告、討論・採決、特別委員長報告、追加議案上程・採決、市会案上程・採決）

○清滝川について

・治山・治水の確立

問 清滝川の抜本的な治山・治水事業の確立を図る手立てについて聞きたい。

答 清滝川は県が管理しており、抜本的な河川改修を行うには、県の河川整備計画に位置付けられることが必要である。

しかし県内には改修を要する河川が非常に多く、財政事情が厳しい中、現時点で計画に位置付けられることは困難である。

問 昨年の福井豪雨による被災箇所については、災害復旧工事と土砂のたい積が著しい箇所を除く去工事が実施されている。

また河川の現況把握のため、真名川合流点から上流の国道一五八号吉橋の区間で測量が行われている。土砂のたい積等で河川の維持管理に著しい支障がある箇所については、土砂の除去が行われるが、川底を掘り下げること、護岸基礎部が不安定になるため実施することはできないとのことである。

なお赤根川合流点より上流の市街地中心部の区間では堤防点検が実施されており、安全性等に支障のある場合には、対策が講じられる予定である。

市としても、治山・治水事業等の対策強化について関係機関に働き掛けていきたい。

問 清滝川のえん堤の中には、機能が果たされていない箇所がある。

また土砂崩壊の著しい谷では、計画的にえん堤の設置が進められており、えん堤のかさ上げが必要と思われるが、今後の見通しを聞きたい。

えん堤は、設置場所等により、治山事業と砂防事業によるものに分けられ、それぞれの目的に応じた機能を果たしており、県において設置・管理が行われている。

市は地元住民等からの要請も考慮しながら、えん堤設置の必要性や事業効果等を十分検討して県へ要望を行っている。

県では、えん堤内の土砂を取り除くことは、えん堤上流部の山腹の崩壊につながり、かえって危険な状態となるため、現在のところ考えていないとのことである。

また土砂崩壊の著しい谷では、計画的にえん堤の設置が進められており、えん堤のかさ上げが必要と思われるが、今後の見通しを聞きたい。

必要箇所については、その工事が現在行われている。

○危機管理について

・災害に強いまちづくり

問 昨年の豪雨災害を機に、災害に強いまちづくりを行うための考えを聞きたい。

答 市では、災害対策基本法に基づき大野市地域防災計画を作成し、総合的かつ計画的に防災活動を実施してきた。

問 昨年の福井豪雨では計画に沿って対応したが、情報伝達方法

や避難所についての課題が判明した。

今後、和泉村との合併に伴う市域拡大も視野に入れながら計画を見直すとともに、情報伝達手段の強化策として防災行政無線の整備や災害時における要援護者の避難体制の確立を推進していきたい。

また災害が発生した場合、行政の力だけでは限られるため、地区内の情報連絡網の確立や災害時における要援護者の把握など地域コミュニティの強化を指導しながら、住民の防災意識の啓発と自主防災組織の育成・推進を図っていきたい。

問 梅雨や台風シーズン前に、市民の不安解消策と安心できる避難場所をどのように考えているのか。

答 市の地域防災計画では緊急時の避難所として、市内全小学校と五箇公民館の計十七カ所を拠点避難所、有終会館等三カ所を二次避難所としてきた。

しかし、これらは大規模な震災が発生した場合を想定しているため、水害時には避難所として適さないところが二カ所あった。このため今後、地域防災計画を見直す中で、災害に応じて安全性が確保できる避難所を決定していきたい。

なお七月に防災マップ改訂版を市内全戸に配布する予定であり、水害時に適さない避難所は、別の避難所を指定したい。

また土砂崩壊の著しい谷では、計画的にえん堤の設置が進められており、えん堤のかさ上げが必要と思われるが、今後の見通しを聞きたい。

また土砂崩壊の著しい谷では、計画的にえん堤の設置が進められており、えん堤のかさ上げが必要と思われるが、今後の見通しを聞きたい。

議案の審議結果 6月定例会

議案番号	件名	議決月日	結果
34	平成17年度大野市一般会計補正予算(第1号)案	6月23日	原案可決
35	平成17年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案	6月23日	原案可決
36	平成17年度大野市老人保健特別会計補正予算(第1号)案	6月23日	原案可決
37	平成17年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)案	6月23日	原案可決
38	平成17年度大野市下水道事業特別会計補正予算(第1号)案	6月23日	原案可決
39	大野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例案	6月23日	原案可決
40	大野市個人情報保護条例及び大野市情報公開条例の一部を改正する条例案	6月23日	原案可決
41	福井県市町村職員退職手当組合理約の変更について	6月23日	原案可決
42	福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更について	6月23日	原案可決
43	福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について	6月23日	原案可決
44	福井県市町村交通災害共済組合理約の変更について	6月23日	原案可決
45	専決処分承認を求めることについて(平成16年度大野市一般会計補正予算(第8号))	6月23日	承認
46	専決処分承認を求めることについて(大野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	6月23日	承認
47	専決処分承認を求めることについて(福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について)	6月23日	承認
48	大野市収入役事務兼掌条例案	6月8日	原案可決
49	助役の選任について	6月8日	同意
50	固定資産評価員の選任について	6月23日	同意
市会案番号	件名	議決月日	結果
2	地方議会制度の充実強化に関する意見書	6月23日	原案可決
3	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書	6月23日	原案可決
4	食料・農業・農村政策に関する意見書	6月23日	原案可決

○第五次行政改革について

・大綱策定の経緯

問 第五次大野市行政改革大綱が作成された経緯等について聞きたい。

答 市では昭和六十年に第一次行政改革大綱を策定してから、第四次行政改革大綱に至るまで、組織機構の見直し、事務事業や各種補助金の整理合理化・民間委託、OA化の推進、定員管理の適正化、人材育成、広域行政の推進などに取り組んできました。この間、着実に取り組みを進めてきているが、特に第四次の成果としては、職員の定数管理において、目標値を上回る人員削減を図ってきた。

情報通信技術等の活用や情報公開の推進では、情報基盤の整備、個人情報保護制度の整備等計画に沿って進めてきた。

広域行政の推進では、広域共同処理事務として、介護保険認定審査や一般廃棄物処理施設の建設に取り組んできた。

市町村合併では和泉村との協議が整い、本年十一月七日に合併の運びとなった。

成果については、行政手続きの簡素化や事務の効率化など数値化できない効果もあるが、第

四次はおおむね当初計画どおりの成果が得られている。

課題や問題として、使用料・手数料などの見直しが多分であったことや、補助金については統一的判断基準での見直しが必要なものがあつたことなどが挙げられる。

このような成果や課題を精査し、中長期的な視点で取り組むものを除いて、推進期間を五年間とする第五次行政改革大綱をこのほど策定した。

特に今回は、定員管理において合併後の職員数を、平成二十六年には約一割減の三百六十人とする目標数値を初めて掲げている。

また給与の適正化や公共工事の入札、契約手続きの改善などを新たに掲げたほか、和泉村との合併に伴う行政システムの調整や市域拡大による公共施設の増加など、新たな改革項目の発生に対応することとし、地方分権社会にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立と市民本位の行政運営の推進を目指している。

各推進事項の取り組みについて、各課で年次別実施計画書を作成し具体的事業等を明らかにして取り組んでいきたい。

・職員削減の具体策

問 和泉村との合併時の職員数四百人を、十年後には三百六十

人とする数値目標の具体策について聞きたい。

答 平成十三年度に策定した定員適正化計画は本年度で終了する。このため、十八年度から二十二年度までに約二十人を削減する新たな計画を今年度中に策定する。

策定に当たっては、従前の定員適正化手法に加え、指定管理者制度を踏まえた職員の削減や一般廃棄物処理施設の供用開始に伴う職員の効率的配置、事業のスクラップによる職員削減などを計画的に行い、目標数値の達成を目指していきたい。

二十三年以降も、年度別の目標数値を設定した定員適正化計画を推し進め、二十六年には、職員数が約三百六十人という目標を達成したい。

なお職員の削減に当たっては、重点事業の推進に支障のないよう、また市民サービスの低下を招かないように十分配慮しながら、計画を進めていきたいと考えている。

○環境保全について

問 今回の補正予算案には、地下水のかん養対策に係る事業費が計上されているが、事業効果の予測と今後の方針について聞

きたい。



人工かん養池の実験（阿難祖地係）

きたい。

答 人工かん養池の実験事業を平成十二年度から十四年度にかけて、木本原の阿難祖地頭方地で行った。その時の浸透速度は一日当たり三・三釐であり、これは冬期間に行っている水田たん水の約三十倍の効果と推計される。水質については、近隣の地下水を調査したが、特に変化は見られなかった。

この実験事業の結果を踏まえて、今回の補正予算案に計上している人工かん養池は、上庄地区の下郷寄りの中掘地係において、池の面積は約千五百平方メートルを予定している。

地質の構造や状態により浸透力は変わってくると考えられるが、今回のかん養池は前回の実験と同様に高い浸透力が見込まれる。十三、十四年度に実施し

た地下水総合調査の結果からも、浸透した地下水は市街地の方向に流れると考察されることから、かん養効果が出てくると予測される。

今後の方針として、人工かん養池については二、三年かけて浸透力や近隣の地下水質への影響などを調査し、効果が十分であると認められた場合には、継続していきたい。

またそのほかのかん養事業については、現在、地下水保全管理計画を策定しており、その中で協議を行っているので、計画の策定が終わり次第推進していきたい。

請願・陳情の処理結果

番号	件名	提出者	結果
請願1号	土地改良施設へ流入する自然水分の維持管理分担についての請願書	大野市堀兼土地改良区理事長 善藤征夫 外4団体	継続審査
陳情4号	食料・農業・農村政策に関する陳情書	テラル越前農業協同組合代表理事組合長 斎藤貞夫 外1団体	採択
継続分陳情3号	「教育基本法の早期改正を求める意見書」の提出を求める陳情	日本会議福井理事長 宮川 脩	継続審査

○介護保険について

・低所得者への支援

問 介護保険利用料を払えない低い年金受給者は、放置されかねないと思うがどうか。

答 介護保険制度は、サービスを受けた費用の一分を利用者本人が負担することが基本となっている。

また居宅サービスは、要介護度別に支給限度額が決められており、限度額を超えた分については、自己負担となる。

制度では利用者の負担が高額にならないよう高額介護サービス費の給付制度など、利用者負担の軽減策がとられている。

市独自にも低所得者への軽減策として、訪問介護や訪問入浴、通所介護サービス等で助成措置を行っている。

訪問ヘルパー派遣事業については、一割の利用者負担に対す

人事案件

定例会の初日に「助役の選任について」の議案が同意されました。

助役の選任に同意

石倉善一氏 (64歳)
(田野)

る国の一部助成に加えて、市も助成を行い利用者負担の軽減を図ってきた。本年度から、この事業に対する国の助成は廃止されたが、市の単独事業として、昨年までの助成割合に上乗せして、利用者負担の二分の一の助成を行っている。

・法改定後のサービス

問 介護保険法改定後のサービス低下を招かないための施策と取り組みを聞きたい。

答 今国会では「介護保険等の一部を改正する法律案」が現在審議されている。地域実情を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備と総合的な介護予防システムに転換することが改正案の骨子となっている。

主な改正点は、高齢者の要介護状態等の軽減や軽度者の悪化防止に効果的な新しい予防給付が創設されること、

また要支援・要介護になる恐れのある高齢者を対象として、介護予防事業が介護保険制度に新たに位置付けされることも見込まれるが、サービスの内容や基準は、法案成立後政省令で示されることになっている。

今回の改正に先駆けて、本年十月から実施される施設給付費の見直しでは、介護老人福祉施設と老人保健施設・介護療養型施設等の居住費と食費が利用者負担となるようであるが、低所



得者には保険料の軽減と食費への補正給付など負担の軽減措置が創設される予定である。その他のサービスの利用料など、利用者にかかる負担は、介護報酬の額も不透明なことから明らかではない。

市では法律の成立を受け、十八年度からの第三期介護保険事業計画を本年度中に策定する。計画では地理的条件や人口、交通事情、社会的条件等を勘案して住民の日常生活圏域を定め、圏域ごとに介護サービスの量を見込み、新たな介護サービスの基盤を明確にする。

日常生活圏域での基盤整備として、新たに地域密着型サービスが創設されるが、サービスは通所を中心に訪問や泊まりを組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」や「認知症高齢者専用デイサービス」など在宅重視型のサービスとなっている。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できることを基本とし、具体的なサービスの利用量と供給量を見込み、計画に反映させたい。

○障害者自立支援法案について

問 法案では、サービス利用に原則一割の負担を求める応益負担の導入が盛り込まれているが、市内の障害者に与える影響や負担はどうなるか。

答 現在、国会で審議されている障害者自立支援法案は、障害者の地域における生活と就労を進め、自立を支援する観点から、今まで身体・知的・精神の障害を持つ人に障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するものである。

法案では、支給を受けた福祉サービス費用の一割と食費や光熱費などを含む実費を利用者が負担する内容となっている。ただし、負担によって障害者が自立した生活を送れなくなることはないよう、所得に応じた月額の上限を四段階に分ける配慮がされている。また法施行後、おおむね三年間の経過措置を設け、施設入所者やグループホーム利用者について個別の減免制度を取り入れることとなっている。また現在の法案では、四段階の月額上限の判定は世帯全員の所得で判定するとなっており、

障害者の収入は障害者年金であり低所得者が多いことから、世帯全員の所得に移行すると負担増となることが予想される。

しかし、この法律の施行に伴う規制緩和と三障害の区分が取り払われることにより、地域の小規模な施設での支援が可能となることや全国的に相当のばらつきのあるサービス量が標準化することにより、本市の障害者にとっては、これまで以上のサービスを受けることができようになることなど障害者福祉の向上につながると期待される部分もある。

このようなことや現在の国や地方の厳しい財政状況、介護保険利用者の個人負担との不均衡の見直しの必要性などを勘案すると、本制度の導入はやむを得ないと考えられる。

いずれにしても、この法案については現在、国会審議中であり、具体的な影響や負担については不確定な部分もある。

この法律が障害者本位のものとなるよう期待するが、今後、国会審議の動向や、法施行に伴う政省令の整備状況を注視していきたい。



○シビックセンターについて

・建設の進捗よく状況と見通し
問 工事の進捗よく状況と今後の見通しを聞きたい。

答 現在、メインの鉄骨工事を作業しており、進捗よく状況は約二十割である。施工に当たっては、地区住民に迷惑が掛からないよう十分注意している。現場では主に仮設工事用水以外に地下水は使用していないが、付近の井戸水の水質調査も適宜行っている。

三月末では、元大野高校校舎の基礎コンクリート撤去のため当初の計画より二カ月遅れており、この遅れを取り戻すよう努力し、計画の平成十八年三月の完成に向け、鋭意取り組んでいきたい。

・運営の在り方

問 現在、建設工事が急ピッチで進められていて来春完成となるが、運営の在り方についてどのように計画しているのか。

答 シビックセンターの管理運営については、これまで有終西小学校の教員や教育委員会各課の職員によるワーキングや教育委員会部内会議の開催などで検討を重ねてきた。内容については、適宜、三役へ報告を行いな

から、利用の在り方や管理運営について詰めている。

利用の在り方として、基本的な考え方や活用方法、シビックセンターを生かした活動等について協議している。

管理運営については、基本的な考え方や施設の職員配置、開館日と開館時間、利用料金などについて協議している。

安全面に十分配慮するとともに適切な人員配置を行い、複合施設ができる限り一体的で効率的な管理運用ができるようにしていきたい。

また生涯学習センターとして生涯学習情報提供システムや衛生通信を利用した文部科学省の情報システムのエール・ネットの活用なども行っていきたい。

市民が利用しやすく喜ばれるような施設にしていこうことや効率的な管理運営を念頭において協議を進めており、内容がまとまった段階で示したい。

○市街地活性化について

・西小学校移転後の活用

問 有終西小学校が移転した跡地の活用はどうするのか聞きたい。

答 移転後の西小学校跡地については、大野市亀山周辺整備基

本計画の中で、城下町への玄関口として外来者と市民を結び付け「心からのもてなしと回遊性のあるシティーゲート」という基本的な考え方の下、交流・観光の拠点として整備することとしている。

この新たな都市空間として生み出される広場の周囲には、伝承・交流・接客をコンセプトとして、多様な都市機能を複合した施設の整備を計画している。

現在、庁内で「シティーゲート整備推進ワーキンググループ」を立ち上げ、整備に向けての問題点の洗い出しや、整備方法の検討を行っている。

現小学校の敷地には、大野藩の明倫館跡や洋学館跡などの遺跡が埋蔵されている可能性が高く、整備に当たっては、埋蔵文化財の調査が必要であるため、早い時期に試掘を実施したい。

シティーゲートは、西部アークセスとの関連や施設が多様な都市機能を持つことから、整備には長期間要すると見込まれる。

そこで、西小学校解体後の当面の利用方法として、大型バスを含めた観光客の駐車場等を確保し利便性を高めるために、駐車場とトイレ等の簡易的整備について検討している。

今後、埋蔵文化財の調査結果や経済・社会情勢を考慮しながら広く市民の意見をいただくバ

ブリックコメントによる市民参加についても検討したい。

・商工農との連携

問 基幹産業の農業・工業・商業の連携と点検見直しも含め、見る観光から体験型観光のモデルコースを設定してはどうか。

答 これまで観光の形態は、自然景観型や名所旧跡型、リゾート・保養型が主流であった。しかし、最近の傾向として、祭りやイベント等への参加、農林漁業などの体験型、地域文化に触れる学習・教養型へと、見て楽しむだけの観光から参加交流型・体験型へと変化している。

また近年、緑豊かな農山漁村地域において、自然や文化、住民との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、いわゆるグリーン・ツーリズムが注目されており、田植えや収穫体験、イベントのほかに、オーナー制や直売所の開設なども行われている。

市内で体験ができる施設として、郊外には、そば打ち体験やイモ掘り、イチゴ狩りができる「スターランドさかだに」、乳製品の加工体験ができる「ミルク工房・奥越前」、オーナー制を取り入れた「白山やまぶどうワイン」や「花摘み園」、農業体験や自然体験ができる「田んぼの学校」などがある。

中心市街地でも「もっこの会」による創作体験や、四月にオー

ブンした平成大野屋二階蔵で木の葉や折り紙を使った工作体験ができる。

市ではこのような観光客のニーズにこたえるため、本年度、市内の体験施設を盛り込んだ交流体験マップを作成する予定である。

またITによる新しい情報認識システムを利用した観光・物産ガイドブックにより、観光コースの案内や特産品の紹介など観光客の利便性を図ることも計画している。

これらの体験観光が可能な施設を広く内外にPRするとともに「まちなか観光」と市内の体験施設等を利用する「交流体験観光」が一体となったコース設定についても、関係者や関係機関と十分連携を図りながら、取り組んでいきたい。



平成大野屋二階蔵での工作体験

○ごみの分別・収集について

・新しい方法

問 来年四月の一般廃棄物処理施設の稼働に向け、二市一村で統一したごみの分別・収集方法が検討されているが、その内容等について聞きたい。

答 大野・勝山地区広域行政事務組合を事務局として、二市一村の助役と関係課長等で構成する一般廃棄物処理施設整備計画推進委員会や実務担当者によるワーキングで検討した結果、燃やせるごみ・燃やせないごみ・古紙・空きびん等の分類については決定済みであり、現在、この分類に基づき細かい品目ごとに振り分け作業を行っている。

市では、これまでリサイクルをはじめとする資源の有効利用や循環型社会の形成を念頭に、ほぼ完全な分別・収集を行っており、新しい施設で処理するようになってからも、これを継続できるものと考えている。新しい分別・収集方法は、新施設の稼働に合わせる事となる。

・意見の聞き取り

問 区長会や婦人団体等の意見を聞き、決定してはどうか。

答 今年の一月から四月にかけ、各地区の区長会や婦人団体、消

費者団体等から意見を聞き参考にしながら、現在、分別・収集方法について協議している。

概要がまとまった段階で、住民代表や学識経験者、廃棄物処理業者などで構成する廃棄物減量等推進審議会に諮り、最終的に決定したいと考えている。

・現施設の解体、跡地利用

問 新しい施設の完成後には、現在の施設の解体や跡地の利用をどうするのか聞きたい。

答 ごみ処理施設を解体する場合には、事前に国や県への財産処分申請やダイオキシン類濃度の測定等を実施しなければならぬ。このため最終的な解体撤去までには、五年程度の期間が必要である。

跡地の利用については、現在のところ方針は立っていないが、



建設が進められている一般廃棄物処理施設

解体と並行して検討したい。

・収集の有料化

問 市民のごみ減量意識を促すため、ごみ収集の有料化について市の考えを聞きたい。

答 正式な統計調査による数値はないが、社団法人全国都市清掃会議が実施したアンケート調査によると、納入通知方式による家庭系一般ごみの有料化も含め、回答数千二百七十のうち、約四十割の自治体が有料化を実施していると報告されている。

家庭から出るごみ処理に必要な費用の一部を住民が負担し、ごみ排出の減量化を図る自治体が増えつつある。

また先般、環境省が廃棄物処理に関する基本方針を改正し、ごみの排出抑制と再利用を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るとし、国が自治体の取り組みに支援を行うと示した。

市も先進自治体の導入効果を検証し、指定袋方式やシール方式等の選択を含め、ごみ収集の有料化を検討していく必要があると考えている。

○入札制度について

・メリットと改善策

問 郵便入札等を取り入れて、

どのようなメリットがあるのか。また今後もこの仕組みを続けていくのか、改善をするのか聞きたい。

答 現在の郵便入札方式のメリットは、

① 個々の発注工事の特性に応じた入札参加資格を有する者が、郵便の方法を通じて物理的な移動や時間的な制約にとらわれずに入札に参加でき、より多くの入札者の参加が期待され、競争性の向上が図られる

② 入札者側にとって、より多くの案件に入札する機会が拡大する

③ 入札参加予定者を事前に把握することが難しく、談合などの不正行為の防止につながる

④ 建設工事等指名業者選定委員会の開催や入札関係書類の作成、送付などの業務が省略化され、事務の効率化につながるなどが挙げられる。

平成十五年度から試行的に取り組んできた結果からは、落札価格の低下をもたらす効果も現れてきている。

これからの入札システムの方性は、郵便入札をより発展させた電子入札が最も良い方法と考えており、費用対効果を十分に精査し、当市に適合したシステムの早期導入に向けて取り組みたい。

今後も、国や他の地方公共団

体等の動向を的確に把握し、改善に向けて努力していきたい。

・郵便入札の応募

問 郵便入札の応募が圧倒的に少ないが、制度は機能しているのか。

答 本市では、従来の指名競争入札から、より透明性と競争性の高い条件付一般競争入札へ移行するため、十五年度から郵便入札の試行を重ね、本年度から本格的に実施している。

そうした中、一部の入札案件において応募者が少なく、一社入札という新たな課題も出てきている。

広く公告をして入札希望者を募集する一般競争入札においては、入札者はほかに入札者があるかどうかわからない状況であるため、これと競争する意思をもって入札に参加していることになる。このため、たとえ一社だけの入札であっても、入札に必要な競争性は失われていないと見ることができ、制度上から一社入札は有効であると判断している。

これまでの試行結果などを踏まえて、一般競争入札の原点に立った、より透明性と競争性のある入札制度が確立できるよう、建設工事等指名業者選定委員会においてその在り方や成果について検証を行い、改善に向けて取り組みたい。

委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

● 民生環境常任委員会

○ごみの減量化

広域行政事務組合の最終埋め立て処分地が完成すれば、中間処理施設から発生する焼却灰等を搬入することになる。

搬入量が少なければ処分地の寿命も延びるので、広域との連携を密にするとともに関係機関等とも情報を共有化し、分別やリサイクルの推進など、ごみの減量化に一層取り組まれない。

○地下水のかん養対策

人工かん養池は、上庄地区の水田約三十町を借り上げ、面積約一千五百平方メートル、深さ二メートルで、三年間実施する予定になっている。

上庄地区は当市の地下水かん養には適地と思われる。よい効果が出た場合には、休耕田を活用した市民が憩える散策の森の設置等、農業施策も絡めた事業の在り方を検討されたい。

○保健・医療・福祉の連携

先進地の事例も踏まえ、地域の実情に沿った市独自の保健・

医療・福祉の連携方法等について調査・研究されたい。

● 総務文教常任委員会

○ 公共施設の指定管理者制度

市のほとんどの施設は、管理公社委託になると予想される。各施設の経費節減方策を検討し、和泉村との合併を十分考慮しながら、当制度が形骸化しないよう計画の精査を求めた。

○ 亀山周辺整備事業

シテイゲート計画は、埋蔵文化財調査等で遅延する可能性があるため、現有終西小学校の体育館等が事業着手までの期間使用できるか、また全施設を取り壊した方が得策かを判断するための調査も含めた設計委託費が一般会計補正予算に計上されている。

当初計画を時代の要請により変更することは理解できるが、重大な変更については事前に、議会に対して説明するよう要請した。

そして、亀山周辺整備事業のシビックセンター、シテイゲート、六間アクセス道路の各計画は、それぞれ、教育委員会、商工観光課、都市整備課が所管しているが、各事業を計画的・順調に施行するため、所管課をまとめる指揮命令系統を明確にした体制づくりを要請した。

● 産経建設常任委員会

○ 移転後の有終西小学校敷地の整備

当面は大型バスを含めた観光客の駐車場等を確保し、トイレなどの簡易的整備を検討しているが、簡易的な整備は市の単独事業となる可能性がある。

当該地で国道四七六号が整備されることになれば道路築造等の経費は国・県が負担することになる。そのためには、同路線と市道の城北・泉・鉾掛線の都市計画決定を行う必要がある。一日も早く地元の合意を得て都市計画決定できるようにさらなる努力を期待する。

○ そばの生産振興

本市の豊富な観光資源の中から「そば」に着目し、付加価値を付けてPRを行う手法は理解できる。継続的な事業展開や「お

おの城まつり」等のイベントとの連携、農家の主婦等の参加などの底辺拡大を考慮して積極的に事業展開されたい。

● 総合交通対策特別委員会

○ 中部縦貫自動車道

永平寺大野道路の大野区間は、市民が長年にわたり熱望している道路であり、用地買収の状況を見ながら着手し、建設の活気が感じられるよう、一日も早く植音を響かされたい。

また国道一五七号大野バイパスは、密接に関連する重要な道路であり、地元の熱意を示すため、県に対し早期完成を働き掛けるよう求めた。

○ 西部アクセス道路

シテイゲート構想との関係にこだわることなく見直す方法も検討すべきであり、その代替案は難航している事業であるため、

慎重に話を進められたい。

○ JR 越美北線
復旧後に、災害前の利用者数確保を図ることについての積極的な施策展開を求めた。

● 市町村合併対策特別委員会

大野市と和泉村の合併により、職員が増えることになるが、機構改革を視野に入れた定員管理を行われたい。

また両市村は、公共施設を多数有しており、管理公社や第三セクターなどの運営方法も異なっているが、最善の管理方法を検討されたい。

合併までに施策や事務を細部にわたって詰めていく必要がある。和泉村が和泉地区として生かされるよう考慮し、早急に新市にふさわしい中長期的なビジョンを決定する必要がある。さらなる努力を期待する。

議会日誌

◆ 4月

- 8日 福井県市議会議長会定期総会 (勝山市)
- 12日 会派代表者会議
- 14日 北信越市議会議長会定期総会 (新潟県新潟市)
- 20日 総務文教常任委員会協議会
- 28日 議会運営委員会

◆ 5月

- 12日 宮崎県えびの市議会行政視察来訪
- 9日～20日 民生環境常任委員会行政視察 (長野県茅野市)
- 20日 3市町村議会議長会
- 25日 全国市議会議長会定期総会 (東京都千代田区)
- 26日～27日 総務文教常任委員会行政視察 (愛知県岩倉市)
- 27日 民生環境常任委員会協議会

◆ 6月

- 1日 会派代表者会議・議会運営委員会
- 8日～23日 第338回定例市議会
- 29日 京都府宮津市議会行政視察来訪

◆ 7月

- 4日～5日 産経建設常任委員会行政視察 (愛知県碧南市)
- 7日 北信越市議会議長会豪雪等災害対策特別委員会 (長野県小諸市)
全国森林環境・水源税創設議員連盟役員会、同総会 (東京都昭島市)
- 8日 兵庫県稲美町議会行政視察来訪
- 19日 広島県因島市議会行政視察来訪
- 20日 全国市議会議長会建設運輸委員会 (東京都千代田区)
- 25日 長野県飯山市議会行政視察来訪